

## 開発行為に関する工事の検査済証

開指発第2019-3181号

令和元年11月27日

熊本市長

大西 一史



下記の開発行為に関する工事は、令和元年11月19日の検査の結果、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

### 記

1 許可番号	平成31年2月14日 指令（開景）第31-2041号
2 開発区域または工区に含まれる地域の名称 面積	熊本市北区植木町岩野字前田1280番1、1280番2 2,634.75 m <sup>2</sup> （有効面積 m <sup>2</sup> ）
3 許可を受けた者の住所及び氏名	熊本市北区植木町植木157番地7 有限会社 はしもと企画 代表取締役 橋本 高広
4 予定建築物	専用住宅（10区画）
5 法第34条の該当号及び該当する理	法第34条第11号 「法第34条第11号の規定により条例で指定する区域内の開発行為等」
6 法第41条第1項に基づく制限	建ぺい率は40%以内、容積率は80%以内、外壁後退距離は1m以上、建築物の高さは10m以下とする。

（注）法第42条（要約）

完了公告があった後は、開発許可を受けた区域内において、許可を受けた予定建築物等以外の建築物等の新築・新設や、予定建築物以外の建築物にするための改築・用途の変更はできません。ただし、法第29条及び法第34条各号等に該当するものとして市長が許可したときは、この限りではありません。